

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見

第7章 検討結果

第5節 私的録音録画補償金制度のあり方について

7 補償金制度の広報のあり方

意見	個人／団体
この制度の優れている点について広報をすることは、消費者、メーカー、権利者のいずれにとっても有意義なことであると考えます。	社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作権隣接権センター(CPRA)
この制度について広報をすることは、消費者、メーカー、権利者のいずれにとっても有意義なことであると考えます。	演奏家権利処理合同機構Music People's Nest
この制度について広報をすることは、消費者、メーカー、権利者のいずれにとっても有意義なことであると考えます。	演奏家団体 パブリッククインサード会
補償金管理協会の広報活動を法的に義務付けることには問題があると考えます。 組織の性格上、業務費用には余裕がなく、例えば利用実態の調査など優先すべき支出案件がほかにも存在するものと考えられる。 補償金制度によって消費者・製造業者等・権利者の三者がそれぞれ恩恵を受けていることに鑑みれば、三者がそれぞれ、あるいは連名で、自発的に広報活動を行うことが、補償金制度への理解を深める近道であると考えます。	社団法人日本音楽著作権協会
この制度の優れている点について広報をすることは、消費者、メーカー、権利者のいずれにとっても有意義なことであると考えます。	社団法人音楽制作者連盟
補償金制度は、ユーザーに一定の複製の自由を約束しながら、一方で権利者の権利を守るために必要な制度であります。音楽をパソコン等でコピーすることは、もう日常化されており、補償金制度が無くなれば、これまで可能であった個人的なコピー行為に許諾が必要となり、自由に音楽を楽しむこともできなくなると考えられます。従って、現状の実態に合う形で補償金制度を見直し、存続させるべきであると考えます。原則として、録音録画等ができる機能を有する全てに、私的録音録画補償金制度を課すべきだと思います。	大阪三曲協会
そもそもなぜこの制度があるのか自体を理解させる運動をしないと利用者にはとどかないのでは？	個人
●141ページ「7 補償金制度の広報のあり方(2)見直しの要点」の項目 上記に対して意見があります。 まず、 －引用開始－ また、補償金がどのように徴収・分配されているかの内容を消費者に知らせることがより重要であるとの意見があった。 －引用終了－ この意見に賛成します。 次に、 －引用開始－ なお、広報に大きな予算を割くよりは他の有意義な事業を優先すべき等の理由から、広報事業の義務化に反対する意見があった。 －引用終了－ この意見に反対します。 徴収・分配の制度や細かいルールと、その年次実績の報告は、協会事業の透明性の確保の観点から、広報の内容として最も重要と考えます。 取り組みに非積極的な意見は、その理由が分かりません。	個人(同旨1件)
国民にたいする記録媒体を内蔵した録音機器、レコーダーが権利者にとってどう言う不法行為をもたらすかは説明により十分に理解してもらえるはずであり、その告知をきちんとし、私的録音録画補償金として消費者に負担してもらうことはコピーの自由とともに納得してもらえるはずである。	個人
消費者もデジタルコピーによる恩恵をうけているので、一定の負担はやむを得ないと思うが、消費者へのより一層の周知が必要では・・と思われる。	個人(同旨1件)
(1) 広報事業は補償金精度の透明性を高めるため、義務化すべきです。 (2) 権利者への分配について、どの作品にいくら支払われたかを公開すべきです。その方が気持ちよく支払えるからです。 (3) 同理由により、共通事業についても、用途について補償金を受け取った団体、イベントを公開すべきです。 (4) 上記理由により、P142の「広報に大きな予算を割くよりは他の有意義な事業を優先すべき等の理由から、広報事業の義務化に反対する意見」には反対します。	個人
●以下の理由により広報を見直す事に賛成である 従来より補償金制度が持つ『私的複製＝違法』と言う考え方を払拭する必要があると思われる。補償金は私的複製に対する権利者への対価であり私的複製を保証するものであると言う利用者の視点からの啓蒙が必要と考える。	個人
●補償金についての透明性の確保を求める。 消費者の理解を得るために広報事業の義務化と透明性の確保は行うべきと考えます。 まず、課金されている製品については実際に課金されている金額を表示すべきである。 さらに徴収された補償金の収支実態の報告を義務付けるべきである。	個人